

平成29年7月27日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成29年(仮)第783号 不当利得返還反訴請求控訴事件

(原審・神戸地方裁判所平成28年(仮)第1888号)

口頭弁論終結日 平成29年5月30日

## 判 決

東京都中央区晴海一丁目8番10号 トリトンスクエアX棟

控訴人（1審反訴被告） C F J 合同会社

同代表者代表社員 C F J ホールディングス株式会社

同職務執行者 浅野俊昭

同訴訟代理人支配人 黒川國利

被控訴人（1審反訴原告）

同訴訟代理人弁護士 西尾剛

## 主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

## 事実及び理由

### 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

### 第2 事案の概要（以下、略語は特記しない限り原判決の例による。）

- 1 本件は、被控訴人（1審反訴原告）が、貸金業者であった控訴人（1審反訴被告）との間の継続的な金銭消費貸借取引について、各弁済金のうち利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの）1条1項所定の制限を超えて利息として支払われた部分を元本に充当すると過払金が発生し、かつ、控訴人は過払金の取得が法律上の原因を欠くものであることを知っていたとして、

控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき過払金及び民法704条前段所定の利息の支払を求めて反訴を提起した事案である。

なお、控訴人が提起していた本訴は、上記弁済金を被控訴人ではなく同人の母（　）が支払っていたこと等を理由として債務不存在確認請求をするものであったが、上記反訴が提起された後に取り下げられた。

原審は、被控訴人の反訴請求を全部認容したところ、控訴人が控訴した。

2 前提となる事実（当事者間に争いがないか、証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）は、原判決「事実及び理由」欄の第2の1（2頁8行目から3頁3行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する（ただし、原判決2頁11行目の「平成18年法律第11号」を「平成18年法律第115号」に改める。）。

3 争点及びこれに関する当事者の主張は、下記のとおり補正するほか、原判決「事実及び理由」欄の第2の2（3頁5行目から4頁22行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決3頁10行目の「　らは、」の次に「被控訴人の使者又は代理人として、」を加える。

(2) 原判決3頁16行目の次に行を改めて、次のとおり加える。

「 また、本件基本契約には、カードの又貸しによってカード名義人が取得する過払金返還請求権を制限ないし否定する規定はないのであるから、本件基本契約の約定は、被控訴人の反訴請求に何らの影響も及ぼさない。」

(3) 原判決3頁22行目の次に行を改めて、次のとおり加える。

「 また、過払に転じた後は、過払金について、本件基本契約の約定は一切適用されず、過払金返還請求権の権利者であるかどうかは不当利得の要件のみによって判断されることになるから、請求権者は弁済により実際に損失を生じた　となる。控訴人や被控訴人が　への名義貸しを了承していた場合であっても、この結論は変わらない。」

(4) 原判決4頁14行目の「過払返還請求権」を「過払金返還請求権」に改める。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、本件取引に基づく過払金返還請求権は被控訴人に帰属し（争点(1)）、控訴人の消滅時効の主張は採用できず（争点(2)）、控訴人は悪意の受益者に当たる（争点(3)）と判断する。その理由は、後記のとおり補正するほか、原判決「事実及び理由」欄の第3の1ないし3（4頁24行目から6頁6行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決5頁6行目の「弁済を行い」の次に「(ただし、平成14年10月4日の弁済のみは、名義で振り込まれたが、その直後に同人から控訴人に対し、これは例外であった旨を連絡している。)」を加える。

(2) 原判決5頁9行目の「そうすると」の前に「また、も、過払金返還請求権は被控訴人に帰属すると思っており、が控訴人に過払金の返還を求める事はないので、控訴人は一刻も早く過払金を被控訴人に返してやつてほしい旨を陳述している（乙13の1・2）。以上によれば、は、本件基本契約の当事者であり本件カードの名義人である被控訴人の使者として、控訴人から貸付金を受領し、控訴人に対し弁済金を交付してきたものと認められる。」を加える。

(3) 原判決5頁13行目の「本件取引」の前に「過払金充当合意を含む本件基本契約（前提となる事実(2)）によって継続的に行われた」を加える。

(4) 原判決5頁18行目の「らが」の前に「本件取引における借り入れと弁済の法律上の効果は過払金充当合意を含む本件基本契約を締結した被控訴人に帰属するというべきであるから、事實上」を加える。

2 以上によれば、被控訴人の請求は全部理由がある。

### 第4 結論

よって、被控訴人の請求は全部認容すべきところ、これと同旨の原判決は相当

であつて、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第14民事部

裁判長裁判官 田 中 俊 次

裁判官 竹 内 浩 史

裁判官 大 畑 道 広

これは正本である。

平成29年7月27日

大阪高等裁判所第14民事部

裁判所書記官 山本正俊

